

令和4年第1回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和4年2月1日 開会

令和4年2月1日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和4年第1回奈井江町議会臨時会

令和4年2月1日（火曜日）

午後 1時59分開会

午後 2時47分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町寿園）
- 第 5 議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町体育施設）
- 第 6 議案第4号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第11号）

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	三本英司										
副町	長	碓井直樹										
教	育	長 相澤公										
企	画	財	政	課	参	事	小	澤	克	則		
総	務	課	長	辻	脇	泰	弘					
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	横	山	誠
町	民	生	活	課	長	田	野	義	美			
建	設	環	境	課	長	加	藤	一	之			
産	業	観	光	課	長	石	塚	俊	也			
保	健	福	祉	課	長	鈴	木	久	枝			
教	育	委	員	会	事	務	局	長	松	本	正	志

町立病院事務長	杉野和博
建設環境課課長補佐	石川裕二
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
保健福祉課課長補佐	遠藤友幸
企画財政課課長補佐	井上健二
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本 静
議会庶務係長	東藤 美妃代

（13時59分）

開会

●議長

皆さん、臨時会出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和4年奈井江町議会第1回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますのでご了承を願います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、笹木議員、7番、森山議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (14時00分)

●議長

日程第3、議案第1号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

臨時会出席、お疲れさまでございます。

それでは議案書の1ページをお開き下さい。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。

専決事項は、令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第10号)であります。

歳入歳出それぞれ1億4,857万9,000円を追加し、総額をそれぞれ52億9,610万2,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、子育て世帯、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金の交付を行うもので、12月16日付で専決処分を行っております。

令和4年2月1日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。

歳出3款1項1目の社会福祉総務費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に要する経費では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の現金を給付するため、職員の時間外勤務手当、消耗品などの事務費で197万2,000円、8ページ上段の臨時交付金で1億1,840万円、合わせて1億2,037万2,000円を追加計上しております。

8ページ、2項2目の児童措置費、子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費では、

第4回定例会において先行給付分の補正予算を可決頂いたところでありますが、児童1人当たり先行給付の5万円に加え、残りの5万円を一括給付いたしたく、追加給付分の経費として、職員の時間外勤務手当などの事務費15万7,000円、臨時特別給付金2,805万円、合わせて2,820万7,000円を追加計上しております。

なお、6ページの歳入において、15款2項2目の民生費国庫補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金で1億1,840万円、事務費補助金197万2,000円、子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金2,805万円、事務費補助金15万7,000円をそれぞれ追加計上し収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時04分)

●議長

日程第4、議案第3号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町寿公

園)」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書20ページをお開きください。
議案第3号、公の施設に係る指定管理者の指定について。
地方自治法の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので町議会の議決を求める。

令和4年2月1日提出、奈井江町長。

記といたしまして、1、指定管理者の名称は、株式会社緑宝。

2、管理を行わせる施設は、奈井江町寿公園。

3、管理を行わせる期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

4、管理業務の範囲は、第1号は施設及び設備の維持及び管理、第2号から第4号までは奈井江町寿公園条例に定める制限行為に関する許可及び変更許可、利用許可、利用料金の收受であります。第5号は前各号の業務に付随する業務であります。

5、利用料金に関する事項では、寿公園条例に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものであります。

選定に係る経過等について、担当課長よりご説明いたします。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

総務課長。

●総務課長

改めまして、第1回臨時会出席、お疲れさまでございます。

それでは、今回の寿公園の指定管理に係る選定の経過、選定の基準と審査の視点、提出された団体からの計画等につきまして、臨時会資料によりご説明申し上げます。

資料の1ページ、資料1をお開きください。

令和3年9月16日に公募を開始いたしまして、現地を含む説明会を経て、10月20日に締め切ったところでありますが、株式会社緑宝、1団体からの応募を受け付けたものでございます。

10月25日、11月19日、25日及び12月22日、28日に開催しました選定委員会では、応募団体の申込資格の確認、そしてプロポーザル方式による計画などの提案を受け、実績、能力などを総合的に評価し、指定管理者として業務の履行に適した候補者として選考することに合意しております。

資料の2ページをお開きください。

選定方法につきましては、公募型プロポーザル方式とし、10名の選定委員会委員により、記載のあります選定の基準と審査の視点に基づき、企画提案書及びヒアリング等の内容を精査し、資料4ページにあります2次審査集計表では、審査基準において緊急時などの対応や従業員の地元雇用、管理費用の縮減などに加重配点し、全採点者が項目ごとに採点した合計の平均点がより高い評価点となった団体を指定管理者候補として選定する審査を実施したものでございます。

寿公園の指定管理につきましては、応募者が株式会社緑宝1社ということ、合計の平均点が71.3点という結果であり、評点を5段階評価のうち標準的である3点とした場合の平均点が60点となるため、これが1つの目安となり標準点数を満たしているものであります。

5ページからは、募集要領の様式に基づいて作成された提案の内容であります。

まず、管理業務の計画書として、施設の管理運営の基本的な考え方・方策について記載されておりますが、1の利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上では、人口の減少や昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大による利用者の減少を取り戻すため、18年間の管理運営の実績を基に、町民の健康と体力づくり、憩いの場、青少年スポーツの振興と育成に寄与することを目的に利用者の方々に、安全、安心、楽しく利用できる環境づくりを目指すことを基本的な考え方としております。

6ページから7ページにかけての2の公の施設の効用を最大限に発揮するものであることでは、公園、クレーグラウンド、芝サッカー場、パークゴルフ場の4施設を一元化した運営管理を行うことにより、利用者の多様な要望にも対応可能なことから、各施設の相互関係を重視した運営管理に努めることを基本的な考え方としております。

3の公の施設の適切な維持管理並びに管理に係る経費の縮減では、各施設管理項目、利用者ニーズ等、共通する項目も多く、一体的に維持管理を行うことにより、工程、品質、安全管理が効率的に進められ、加えて作業効率の向上も図れることから経費の縮減につながるものであること、また、近年、夏の猛暑、大雨、干ばつなど、その都度、迅速な対応をすることによって施設の長寿命化につなげ、管理費用の縮減を図る理念を持って適正な管理を行うことを基本的な考え方として記されております。

7ページから9ページにかけての4の公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあるかでは、1、2級土木管理技術者などの資格者とパークゴルフ場の開場期間における受付業務を行う管理職員の常時配置など、適切な人員配置と閉鎖期間においても安全のため巡回を行うことを基本的な考え方としております。

次に、12ページをお開きください。

公募に当たって町が積算した内容と団体の事業計画に基づく費用の積算について比較をした資料でございます。

まず、下段の維持管理業務の支出では、人件費、管理業務の経費の総額で、令和4年度から8年度までの町の積算が9,489万5,000円、候補者の積算が5,613万

5,000円であります。

これに対する管理業務の収入でございますが、利用料金、その他の積算を差引き管理費用として町の積算が8,903万5,000円、候補者の積算が5,047万円であります。

自主事業の収入、支出の内容は、各事業ごとに記載のとおりでございます。合計で収支の均衡が図られております。

なお、今後の手続につきましては、ご決定を頂いた後に管理業務に係る協定書の締結を進めることとなります。

以上、資料の概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、大矢議員。

●8番

今ほど寿運動公園の指定管理の話がありましたけれども、資料2ページから4ページで審査の視点、それから集計表が記載されていますが、前回と項目、配点が変わっていますけれども、その変更された理由についてお伺いします。

2点目として、資料12ページで、町が積算した町管理費用は令和4年度で1,780万7,000円となっています。平成24年度は664万7,000円で、平成29年度は28.9%増の857万円としています。今回、107.8%増と倍以上の大幅な増額となった理由を伺います。

3点目は、町管理費用について、町の積算と業者の積算に大きな差がありますけれども、その主な理由についてお伺いします。

4点目といたしまして、令和3年度の指定管理料は640万3,000円ですが、収支状況はどのようになっているのか、補正があるのか、お伺いします。

以上、4点について答弁を求めます。

●議長

答弁を求めます。

暫時休憩します。

(休憩)

●議長

会議を再開いたします。

答弁を求めます。

総務課長。

●総務課長

では、私のほうから1点目のご質問で、選定の基準と審査の視点のすることが変わっているという部分でございますが、これにつきましては平成28年度において道の駅の指定管理者を公募する際に選定の基準とここの部分を変更した経過がございます。その形に今回統一をさせていただいたという部分で配点を変えているということでございます。

●議長

建設環境課長。

●建設環境課長

第1回臨時会の出席、大変お疲れさまです。

大矢議員から質問のございました、町の管理費が大幅に増加した理由についてご説明したいと思えます。

ご質問にありますとおり、今回、町が積算した管理費用の額は前回選定時に積算した額に比較すると、倍増した年当たり1,780万7,000円となっております。

町における管理費用の積算方法でございますけれども、これは建設業者から見積りを徴して、それにより積上げているのではなく、国土交通省が定めている方法により積上げを行っており、このことは前回の募集時と変わっておりません。

では、なぜこんなに管理費用が上昇したかということでございますけれども、これには2つの要因がございます。

1つには、労務単価の上昇が上げられます。これは、前回、選定作業を行った平成28年度から現在に至る5年間の間に、これも国土交通省が示す公共工事設計労務単価が大きく上昇していることによります。

また、前回選定時の積算では、当時、町が予算策定などのために独自に設定していた労務単価を用いていたことも挙げられます。現在、この独自の取扱いは廃止しているため、今回の設計で用いた単価を当時と比較すると合わせて47.5%もの上昇につながっています。

2つ目の要因ですけれども、費用の積上げは国土交通省が定める方法によっております、しかし、この方法自体が令和元年度に改正されていることが挙げられます。この改定は、国が進める建設業界における職場環境の改善などを図る観点から改定されたものであり、結果として維持管理業務全般にわたる費用の上昇につながっております。

そして、これらが合わさった結果、設計における管理費用が大幅に上昇したところです。行政として指定管理制度を実施する以上、責任のある費用の積上げを行わなければならないことから、この額に至ったものでありますのでご理解賜りたいと存じます。

続きまして、町と業者の大きな差はなぜかということでございます。

先ほど申しましたとおり、町の設計は国土交通省の方法に則っておりますが、業者のほうは独自に過去の経過、平成16年からの指定管理の経験を基に必要な手間等を積上げた結果でございます。差の大きな要因でございますが、人件費と機械代の差というふうに考えております。

●議長

暫時休憩します。

(休憩)

●議長

会議を再開します。

答弁を引き続き求めます。

●建設環境課長

申し訳ございません。令和3年度の収支状況についてでございます。

令和3年度につきましては、コロナによる休止期間が約70日間ございまして、収入が減っております。支出につきましては、屋外でありますので維持管理の状況は変わりませんので、ほぼ例年どおりに支出しておりますことから、現在、収入不足に対する補填についての協議が協定書に基づいて上がってきているところであり、今後、この対応を検討してまいる段階というところでございます。

●議長

8番、大矢議員。

●8番

主な理由につきましては理解するところですが、実際に今は640万円で指定管理をされていて、赤字が出るので補填するということなんですけれども、実際に1社しかなかった場合に、ここを管理するのに一体幾らが妥当なのかというのが見えませんね、町の積算がそういう管理上のシステムで計算しているのではなくて、国が定めた基準によって決められているということで、それが実際に奈井江で管理するときには正しい数字なのかというのが非常に見えにくいところがあるのです、実際に今、今回の指定管理でも、年度にすれば1,000万円ほどで管理できますよという手挙げなんですけれども、町は1,700万円という数字が出たら、この次は当然1,700万円ということが出てくるのかなというふうに私も見るわけです、町はそれだけ出さなければならないと考えるとそうになってしまうので、やはり実際にここを管理するには幾らが適正な価格かというのを積算する必要があると思うので、今後、国の考え方で管理料を積算するというのも分かりますけど、実際にここを管理する内容自体は変わらないわけですから、そ

れを的確に管理するには幾らが一体適正なのかという視点で積算を求めてもらわないと、あまりにも町の積算と業者の数字が違ったのでは、数社あれば比較ができますけれども1社の場合は全然見えてないので、その差額があるのを基準としてコスト削減で15点満点出すんです、それで60点超えていますよというのはどうも論理として通用しないので、その辺を今後に向けて検討お願いしたいと思います。

●議長

ほかに質疑ございますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時24分)

●議長

日程第5、議案第4号「公の施設に係る指定管理者の指定について（奈井江町体育施設）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 21 ページをお開きください。

議案第 4 号、公の施設に係る指定管理者の指定について。

地方自治法の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求めらる。

令和 4 年 2 月 1 日提出、奈井江町長。

記といたしまして、1、指定管理者の名称は、特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会。

2、管理を行わせる施設は、奈井江町体育施設の 2 施設であります。

3、管理を行わせる期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

4、管理業務の範囲は、第 1 号は施設及び設備の維持及び管理、第 2 号から第 3 号は奈井江町体育館及び奈井江町町民プールの設置及び管理に関する条例に基づく利用許可、利用料金の收受及び利用状況の集計、第 4 号から第 7 号まではテント等備品の貸出業務のほか施設の個別の管理業務等、第 8 号は前各号業務に付随する業務であります。

5、利用料金に関する事項では、体育館設置等条例及び町民プール設置等条例に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものであります。

選定に係る経過等について、担当課長よりご説明いたします。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

総務課長。

●総務課長

それでは、奈井江町体育施設の指定管理に係る選定の経過、選定の基準と審査の視点、提出された団体からの計画等につきまして、定例会資料によりご説明申し上げます。

資料の 13 ページ、資料 2 をお開きください。

令和 3 年 9 月 16 日に公募を開始いたしまして、現地を含む説明会を経て、10 月 20 日に締め切ったところでありますが、特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会、1 団体からの応募を受け付けたものでございます。

なお、現地説明会の折には今回の候補者のほかにもう 1 社参加しておりますのでご報告をいたします。

10 月 25 日、11 月 19 日、25 日及び 12 月 22 日、28 日に開催しました選定委員会では、応募団体の申込資格の確認、プロポーザル方式による計画などの提案を受け、実績、能力など総合的に評価し、指定管理者として業務の履行に適した候補者として選考することに合意しております。

選定方法につきましては、先ほど説明させていただきました議案第 3 号の寿公園の指定管理と同様の考え方でございますので省略をさせていただきます。

15ページにあります2次審査集計表では、これも議案第3号同様、審査基準において緊急時などの対応や従業員の地元雇用、管理費用などの縮減などに加重配点し、全採点者が項目ごとに採点した合計の平均点がより高い評価点となった団体を指定管理者候補として選定する審査を実施したものであります。

体育施設の指定管理につきましては、応募者が特定非営利活動法人日本一直線道まちづくり研究会1団体ということ、合計の平均点が62.8点という結果であり、評点を5段階評価のうち標準的である3点とした場合の平均点が60点となるため、それが1つの目安となり標準点数を満たしているものであります。

16ページからは、募集要領の様式に基づいて作成された提案の内容であります。

まず、管理業務の計画書として、施設の管理運営の基本的な考え方・方策について記載されておりますが、1の利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上では、住民の健全な心身の育成に寄与し、体育施設を通じてスポーツの普及、振興と体力の維持、増進、加えて利用者の意見等が施設活用に反映されるよう、日頃から多様な利用者ニーズの把握に努めることを基本的な考え方としております。

17ページの2の公の施設の効用を最大限に発揮するものであることでは、地元、近隣地域から当該体育施設がいつも安全で安心、そしてサービスが行き届いた施設と呼ばれるよう信頼感をより高めるとともに、世代、男女、年齢を気にせず身近に親しんでもらえるよう効果的な管理運営を目指すことを基本的な考え方としております。

18ページをお開きください。

3の公の施設の適切な維持管理並びに管理に係る経費の縮減では、利用者の安全安心を確保し災害や事故などへの備えとなる体制を整備するとともに、経費面でも効率的な維持管理に努めることを基本的な考え方として記されております。

19ページから20ページにかけての4の公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあるかでは、安定した管理運営を行うため、従来どおり部署別に責任者の配置と職員には指導研修会等へ定期的に参加させるなどし体制強化を図る、また、緊急時においても適切な対応に万全を図る、今後においても施設の維持管理、運営に必要な人員を雇用確保していき、長年にわたり地域においてネットワークを構築していることから、各団体等の協力支援等が見込めることが記されております。

次に、25ページをお開きください。

公募に当たって町が積算した内容と団体の事業計画に基づく費用の積算について比較をした資料でございます。

まず、下段の維持管理業務の支出では、人件費、管理業務の経費の総額で、令和4年度から8年度までの町の積算が1億9,334万円、候補者の積算が1億9,070万8,000円であります。

これに対する管理業務の収入でございますが、利用料金、その他の積算を差引き管理費用として町の積算が1億7,838万円、候補者の積算が1億7,656万8,000円であります。

自主事業の収入、支出の内容は各事業ごとに記載のとおりでございます、合計で収支の均衡が図られております。

なお、今後の手続につきましては、ご決定を頂いた後に管理業務に係る協定書の締結を進めることとなります。

以上、資料の概要を説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、大矢議員。

●8番

今ほど体育館の指定管理について説明がありましたけれども、資料の25ページで指定管理料の積算が載っているんですけども、令和4年度の金額が令和5年度と随分違うんですけども、令和4年度は内部改修のため休館するということですが、休館の期間について伺います。

2点目は、資料25ページで町の管理費用でありますけれども、今、言ったように令和4年度は休館がありますので比較できませんから、令和5年度で見ますと3,728万8,000円の積算となっております。平成24年度は2,698万2,000円で、平成29年度は4.5%増の2,818万7,000円でした。今回、32%、910万円増額になっていますが、どの部分で増額となっているのか積算根拠を伺います。

3点目は、今年度の管理費用は2,812万円ですが、収支状況はどのようになっているのか、また、補正があるのか伺います。

以上、3点について説明をお願いします。

●議長

答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

第1回臨時会の出席、大変お疲れさまでございます。

ただいま大矢副議長からのご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、1つ目の令和4年度に体育館改修のための休館の期間ということでございますが、今、想定している期間といたしましては、5月から10月までの半年間を休館とすることを想定してございます。

次に、町の管理費が32%増ということでございますが、その上がった要因の主な積算の考え方といたしましては、1つ目には人件費がございます、地域で人材確保が大きい

な課題となっている中、やはり町民の健康増進、スポーツ活動の維持のための安定した施設運営を図るためには、勤務される方の雇用形態等を見直した結果によるものでございます。次に、燃料費が、今、単価の増嵩により大幅な増額となっています。このことも見込んで増額となっております。そのほか、修繕料につきましては、これまでの経験を踏まえ施設管理で迅速な対応を図ることが必要だと考えております。このため1回当たりの修繕の上限額を見直したことにより増額となったもの、そのほか、光熱水費、検査委託、消耗品など、あと事務管理費なども含めて増額となったものが主な要因でございます。

次に、今年度の補正も含めた状況ということでございますが、コロナの影響などを踏まえて、この後、指定管理者より報告を受け速やかに検討させていただきたいと考えているところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●議長

8番、大矢議員。

●8番

今ほど増額の理由については分かりました。ただ、人件費の部分ですけれども、今回の人件費の部分で、大分、上がっているというふうに考えています、また確保が難しいということですが、その辺で指定管理者が確実に人件費の部分で見積った部分で雇用に向かってもらえるという、そういうようなチェック体制というのは考えられているのか伺いたいと思います。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

人材確保のチェック体制ということでございますが、今回の積算の内容にもありますとおり指定管理を応募した団体においてもしっかりと管理体制を組み管理運営をしていきたいと考えているという意向が示されております。その時々状況にはなりますが、私どもも状況確認をしながらしっかりと安定した管理運営に努めていきたいと考えているところでございます。

チェック体制ということでありますが、指定管理の管理運営に向けてどのようなことがそういった体制につながっていくのかも相談しながら進めていきたいと考えておりますが、それがチェックして足りなければということで運営に支障があるのかどうかも含めて相談をして運営をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●議長

大矢議員、よろしいですか。

● 8 番
はい。

● 議長
ほかに質疑ございますか。
4 番、遠藤議員。

● 議長
ちょっと暫時休憩します。

(休憩)

● 議長
会議を再開いたします。
4 番、遠藤議員。

● 4 番
今ほどの質問は取り下げいたしますので、すみません。

● 議長
ほかに質疑はありますか。

(なし)

● 議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

● 議長
討論なしと認めます。
議案第 4 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時39分)

●議長

日程第6、議案第2号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書11ページをお開きください。

議案第2号「令和3年度一般会計補正予算(第11号)」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ170万円を追加し、総額をそれぞれ52億9,780万2,000円とするものであります。

第2条では、指定管理者の選定に伴い債務負担行為の補正を行っております。

令和4年2月1日提出、奈井江町長。

14ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります。

2施設の令和4年度から令和8年度において、奈井江町寿公園指定管理業務では限度額5,047万円、奈井江町体育施設指定管理業務では限度額1億7,656万8,000円であります。

次に、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、18ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金に要する経費において、所得制限により子育て世帯への臨時特別給付金の交付対象外となった10世帯17人について自治体独自給付分に国の臨時交付金の充当が可能となったことから、これを交付対象とすることとし170万円を追加計上しております。

下段、8款2項1目の道路維持費では、例年を上回る降雪量のため今後の道路排雪及び雪捨場保守管理等の排雪費用を見込み、委託料6,000万円を追加計上しております。

19ページの5項1目の住宅管理費では、公営住宅空き家等についても、降雪量の増

加により除排雪作業手数料、重機借上料合わせて462万2,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、17ページをお開きください。

15款2項1目の総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金170万円を追加計上しております。

歳入歳出の差6,462万2,000円については、歳出18ページの財政調整基金積立金を減額計上し収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、大矢議員。

●8番

18ページ、除排雪に要する経費について伺います。

年末からの連日の降雪と1月中旬からの寒波で融雪が進まないことから、札幌でも積雪が1メートルを超えたようですが、奈井江の降雪状況と予算の執行状況を伺います。また、6,000万円補正されていますが、今後の排雪計画を伺います。

もう1点、この予算とは関係ないですが、役場庁舎前の雪が大変多くなっていますけれども、いまだ季節も半分しか進んできていないということなので、この排雪についてどのように考えているのか伺います。

●議長

建設環境課長。

●建設環境課長

ただいまの大矢議員からのご質問にお答えしてまいりたいと思います。

降雪の状況でございますけれども、現在の降雪量は直近3カ年の平均より1メートル29センチメートル多い、5メートル23センチメートルの降雪がございます。

また、積雪についても直近3カ年の平均より40センチメートル多い1メートルとなっております。

次に、予算の執行状況でございます。

まず、町道運搬排雪業務に関してでございますが、1月末までにこの部分では執行率が契約額の約78%に達しているところでございます。

雪捨場保守管理業務については、今年度、民間から排出される雪を受入れる捨場を整備しておりますけれども、その費用を含めまして1月末までに契約額の93%に達しており、これは2月以降の排出に対応する費用が不足する見込みとなっております。

すみません、それと今後の排雪の計画でございます。

1月に一度、排雪をしまして、その後、一時、雪が少なかったものですから、現在のところは特段の作業を行っておりませんが、今月3日から、本町、北町、南町地区において生活道路からの排雪を考えております。

以上でございます。

●議長

総務課長。

●総務課長

役場の駐車場の排雪の状況ということでございますが、議員ご指摘のとおり、ほぼ昨年並みの形になってきたかというふうに考えてございます。現在、なかなか役場の排雪のほうまで手が回っていない状況でございますが、職員の皆さんに車での出勤の抑制などをお願いして何とか対応してまいりたいというふうに考えてございますし、今後の状況を見て、これ以上降るようなことがあれば、また排雪についても検討していくことといたしますのでよろしくお願いをいたします。

●議長

8番、大矢議員。

●8番

今の段階でという話で、何とか役場の前が今の状況ですと、私ども今日のように議会があると車をとめるところがないということであらう格好になるのです、そうすると、正面等にとめますと一般の町民の方がとめるところがなくなってしまうという格好になりますので、その辺、やはり一定程度の面積を確保するという事は大事なことだと思います。

役場の場合が一番正面になるところにどんと雪山が両側にあるということで、非常に奈井江の財政が悪いと言っているようなものだとは思っているので、その辺もうちょっと格好よくしていただきたいなと思うのでよろしくお願いします。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年奈井江町議会第1回臨時会を閉会といたします。皆さん、大変ご苦
労さまでした。

(14時47分)